

持込ニュース23 No.27

* 本紙は持込事業者の皆様にお届けしています *

平成28年5月25日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課 **23**

清掃工場の受入基準を今一度ご確認ください

23区内の清掃工場では処理できないごみ（不適正ごみ）の搬入は、設備の故障や、焼却炉の停止につながります。下の写真は、実際に清掃工場に持込まれた事がある不適正ごみと故障事例です。事業者の皆様には、今一度清掃工場の受入基準を確認していただきますとともに、収集運搬の際には、あわせて排出されたごみの内容確認もよろしくお願いいたします。

スプレー缶

布団・毛布

金網類

ビニール傘

清掃工場に 搬入できないごみ

50cm超の
木片など

プラカップ

びん・缶

ペットボトル

困っています



この写真はほんの一例です。
清掃工場の設備が故障すると
搬入がストップして、23区
のごみ処理に大きく影響しま
す。

清掃工場に搬入可能なごみの基準はHPにも掲載しています。

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>



金属ごみによる灰押し出し装置の詰まり

【受入基準のお問合せ】 搬入指導係 ☎03-6238-0732

6月から搬入物検査を受けた全車両に結果通知書をお渡しします



検査風景

搬入物検査で受入可能な寸法を超えた不適物や大量の不適物が見つかった持込車両の運転手さんに搬入物検査結果通知書を渡していますが、6月からは検査を受けたすべての持込車両の運転手さんにお渡しします。不適物の積載状況の確認や社内研修などにご活用ください。

【お問合せ先】 施設管理部管理課搬入指導係
電話03-6238-0732

運転手さんへ：この書類は会社の責任者に渡してください。

新しい搬入物検査結果通知書

4月から廃棄物継続持込承認書を交付しています

持込みの際に
使うカード



継続持込みの承認を
表す承認書

継続持込事業者様が搬入時に使用する継続持込承認カードは、これまで清掃工場等の搬入受付に必要なものであると同時に、継続持込みの承認を示すものでしたが、平成28年4月から、継続持込承認カードとは別に、継続持込みの承認内容を記載した「廃棄物継続持込承認書」を交付しています。

この「廃棄物継続持込承認書」は、承認期間が終わるとき（承認更新するとき）に新しいものと交換しますので、各事業所で大切に保管してください。

【お問合せ先】 施設管理部管理課搬入承認・手数料係
電話03-6238-0830

あおり板やコンパネの落下にご注意を！

ごみバンカ内にあおり板が落下する事故が発生しました。ごみバンカ内をごみクレーンで探しましたが発見できず、結果として灰バンカで発見されました。万が一、焼却炉内で詰まってしまうと、焼却炉を停止しての復旧作業が必要になるとともに、清掃工場の搬入先変更をお願いする事態になります。

清掃工場の安定稼働のため、落下事故にはくれぐれもご注意をお願いします。



灰バンカで発見されたあおり板

発行

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課 搬入承認・手数料係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館13階
TEL 03(6238)0826 FAX 03(6238)0740

印刷物登録

平成28年度 第19号